

糸島市地域振興オリジナルロゴの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次条に定める糸島市地域振興オリジナルロゴ（以下「ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴのデザインは、別表1に定めるものとし、糸島市（以下「市」という。）が舞台となったNHKの連続テレビ小説「おむすび」の放送を契機に、市の雄大な自然と生産者が育む豊かな「食」を想起させ、好感、帰属意識及び一体感を高めることにより、糸島産品等の販売促進、市民、消費者等による宣伝活動の促進に資する。

(ロゴに関する権利)

第3条 ロゴに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、市が主体となって実施するイベント等で使用する場合、又は個人利用の範囲で使用する場合を除いて、糸島市長（以下「市長」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、糸島市地域振興オリジナルロゴ使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）の電磁的記録を電子メールにて提出する方式により、ロゴ使用の申請（以下「使用申請」という。）を市長に行わなければならない。

3 前項の方法により第1項の許可を受けようとする者は、使用申請の際に次の各号に掲げる電磁的記録を市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用の許可)

第5条 市長は、前条に規定する使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が糸島産品の販売・PRの推進や市のPRに寄与すると認めるときは、使用を許可（以下「使用許可」という。）することができる。この場合において、市長は必要があると認める場合には、ロゴの使用方法その他について、条件を付することができる。

2 市長は、使用許可を行ったときは、糸島市地域振興オリジナルロゴ使用許可書（様式第2号）を申請者へ送付する。

(使用許可の制限)

第6条 ロゴの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は使用許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 誹謗、中傷、著作権侵害等、第三者の利害を害するものと認められる場合

- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合又はこれらの者に商品等を販売する場合
- (6) 糸島市暴力団排除条例（平成 22 年糸島市条例第 200 号）第 2 条に定める暴力団若しくは暴力団員が使用する場合又はこれらの者と密接な関係を有する場合
- (7) ロゴの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 立体物で、その表現がロゴの立体物と認められない場合
- (10) ロゴ変形や色の変更、その他ロゴの使用が適当でないと認められる場合
- (11) その他市長が使用許可を不相当と認める場合

（使用料）

第 7 条 ロゴの使用料については、無料とする。

（地位の承継）

第 8 条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許可に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第 9 条 第 5 条の規定による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) ロゴの譲渡又は転貸しないこと。

（許可内容の変更等）

第 10 条 使用者が使用許可の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、糸島市地域振興オリジナルロゴ変更使用申請書（様式第 3 号。以下「変更使用申請書」という。）の電磁的記録を電子メールにて提出する方式により、ロゴ変更使用の申請（以下「変更使用申請」という。）を市長に行わなければならない。

3 市長は、前項に規定する変更申請を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは、これを許可し、糸島市地域振興オリジナルロゴ変更使用許可書（様式 4 号）を交付する。

（許可の取消し等）

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可（前条の変更の許可があったときは、その変更のもの。以下同じ。）を取消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許可が取消された場合、許可の取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合

(2) 使用者が第5条の使用許可に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) ロゴの使用継続が確認できない場合

(6) その他ロゴの使用継続が不適当であると認められる場合

2 市長は、前項に定める使用許可の取消しをしたときは、糸島市地域振興オリジナルロゴ利用許可取消通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 市長は、使用者にロゴの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占性等）

第12条 この要綱による使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第13条 市は、この要綱による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第14条 市は、ロゴの使用を許可したことに起因する損害補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第15条 市長は、ロゴの使用許可の状況等について、広く使用促進を図る観点から、ロゴの使用許可の状況等について情報を公開することができる。

（事務）

第16条 この要綱に関する事務は、糸島市経済振興部ブランド政策課が行う。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月25日から施行する。

別表 1

	文字有り	文字無し
①通常		
②横（一行）		
③横（二行）		
④縦		
⑤モノクロ		

糸島市地域振興オリジナルロゴ使用申請書

年 月 日

糸島市長 様

住 所
団体等名
(ふりがな)
代表者氏名

下記のとおり、糸島市地域振興オリジナルロゴ（以下、ロゴという。）を使用したいので申請します。
なお、ロゴの使用については、糸島地域振興オリジナルロゴの使用に関する要綱に従います。

記

商品等の名称 ※商品等ごとに申請	
使用場所	糸島市内 ・ 福岡県内 ・ 福岡県外
使用期間	年 月 日 から
使用終了	年 月 日 まで ※使用終了日が未定の場合は記入不要 【ロゴの使用承認期間 令和 10 年 3 月 31 日まで（予定）】
製作数量 ※不明の場合、見込み	
販売の有無及び 販売予定価格	☐ 有（ 円/個 消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。） ☐ 無 ※販売する商品にロゴを使用する場合（ 新商品 ・ 既存の商品 ）
担当者連絡先	氏 名： 電話番号： Eメール：
添付書類	①商品等の見本 ②申請者の概要 ③その他参考となる資料

以上

糸島市地域振興オリジナルロゴ使用許可書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請のあった糸島市地域振興オリジナルロゴ（以下、ロゴという。）
の使用について、下記のとおり許可します。

記

商品等の名称	
使用場所	
使用開始	年 月 日 から
使用終了	年 月 日 まで 【ロゴの最終使用期限 令和 10 年 3 月 31 日】
製作数量	
販売の有無及び 販売予定価格	☐ 有（ 円/個 消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。） ☐ 無
備考	
添付書類	1 本許可書の内容のとおりを使用すること。 2 ロゴの使用に関する要綱及び使用ガイドラインを遵守すること。

以上

糸島市地域振興オリジナルロゴ変更使用申請書

年 月 日

糸島市長 様

住 所
団体等名
(ふりがな)
代表者氏名

年 月 日付けで許可を受けた糸島地域振興オリジナルロゴの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回の許可内容（すべて記入）	変更をする内容 (変更がある場合のみ記入)
商品等の名称 ※商品等ごとに申請		
使用場所		
使用開始	年 月 日から	年 月 日から
使用終了	年 月 日まで	年 月 日まで
製作数量 ※受注等は見込み		
販売予定価格		
担当者連絡先	氏 名 : 電話番号 : Eメール :	氏 名 : 電話番号 : Eメール :

【添付書類】 ①商品等の見本 ②その他参考となる資料

※すでに使用許可を受けている商品等と別の商品等を申請する場合は、改めて糸島市地域振興オリジナルロゴ使用申請書をご提出ください。

以上

糸島市地域振興オリジナルロゴ変更使用許可書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで変更申請のあった糸島市地域振興オリジナルロゴ（以下、ロゴという。）の使用について、下記のとおり変更を許可します。

記

	前回の許可内容	追加・変更をする内容
商品等の名称		
使用場所		
使用開始	年 月 日から	年 月 日から
使用終了	年 月 日まで	年 月 日まで
製作数量		
販売予定価格		
担当者連絡先		
備考		
注意事項	1 本許可書の内容のとおりを使用すること。 2 ロゴの使用に関する要綱及び使用ガイドラインを遵守すること。	

以上

様式第5号（第11条関係）

糸島市地域振興オリジナルロゴ使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日 第 号で許可した糸島市地域振興オリジナルロゴの使用を下記のとおり取消しましたので、通知します。

記

商品等の名称	
使用場所	
取消しの理由	
取消しの効力が 発生した日	年 月 日
備考	

以上